

第十三回 参議院人事委員会會議録第二十三号

(七八六)

昭和二十七年六月三日(火曜日)午前十一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
理事 草葉 隆園君
千葉 信君

委員

木下 源吾君
森崎 隆君
紅露 みつ君

政府委員

内閣官房副長官 劍木 亨弘君
総務府事務官 増子 正宏君
(内閣総理大臣官房審議室長事務代理)

人事院事務総局長 岡部 史郎君
司法制局長 根道 廣吉君
調達庁長官 中村 文彦君
海上保安庁長官 柳沢 米吉君
事務局側

常任委員 川島 孝彦君
会専門員 熊登御堂定君
常任委員 会専門員 熊登御堂定君

説明員 海上保安庁総務部人事課長 中村 幹夫君
日本国有鉄道職員局長 安孫子 豊君

本日の會議に付した事件
○昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の

特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事の補欠選任の件

○海上警備隊の職員の給与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十七年における国家公務員に対する退職手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(カニエ邦彦君) 只今より人事委員会を開会いたします。

本日の會議に付する案件は日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律案、海上警備隊の職員の給与等に関する法律案、昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、次に昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案でございます。

先ず昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案を議題にいたします。

本法律案は前回に一応すでに質疑があつたのでありますが、なお質疑があらんわ……。

ありのかたがあれば逐次御質疑を願います。御質疑が……。

○千葉信君 答弁されるかたが来ておりますか。

○委員長(カニエ邦彦君) 来ております。

○千葉信君 来ていなければ委員長が答弁するのですか。(進行々々、異議なしです。と呼ぶ者あり)

○委員長(カニエ邦彦君) 他に御質疑がなければ質疑は終了したものと認め、討論に……。

○千葉信君 待つた、待つた。今は退職手当の法律案でしょう。

○紅露みつ君 いや、そうじゃない。

○委員長(カニエ邦彦君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(カニエ邦彦君) 速記を始め、それでは只今申し上げました退職手当の臨時措置に関する法律案はあとにいたしまして、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案は前回にも質疑が行われましたが、なお質疑の残つておるかたがございますれば引續いて御質疑をお願いいたします。

○千葉信君 なお、じやなく、建設委員会からの修正申入が……。

○委員長(カニエ邦彦君) あればわらんわ……。

それでは只今の法律案につきまして建設委員会から本委員会に対しまして御意見の申入がございましたので、「応専門員のほうから申入の趣旨について御説明をお願いしたいと思います。」

○専門員(川島孝彦君) 只今の建設委員会からの申入と申しますのは、去る五月三十一日の人事委員会、建設委員会連合委員会におきまして、建設委員会の田中委員が質疑をされました最後に建設委員会の多数の意向としての申入をすることと云ふことと云ふような申入をされました。ちよつと読み上げます。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律案の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の第一部を次のように改正する。

第一条第三号及び第四号を削る。

第二条第二項に次の一号を加える。

九 日本国とアメリカ合衆国との

の間の安全保障条約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために勤務に服する職員

附則第一項中「これらの規定」の下に「及び第三條の規定」を加え、「附則第二項及び第三項」を「附則第三項及び第四項」に改め、附則第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、附則第二項を第三項とする。

5 政府は、連合国軍労働者であつて条約の効力発生の日において引続き駐留軍労働者となり且つ現に駐留軍労働者である者に対し、前項の規定により国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第四項の規定を適用して計算した額に達するまでの金額を無利息で貸し付けることができる。

6 前項の規定による貸付を受けた者に対し第四項の規定により支給する退職手当の額は、同項の規定により算定した退職手当の額から、当該貸付金額に対しその貸付期間中の日数に應じ一年につき五分の割合を乗じて得た額と退職手当支給の時において返還されてい

ない貸付金額との合計額を控除して得た額とする。この場合においては、その返還されていない貸付金は、退職金支給の時に、返還されたものとみなす。

附則第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律施行の際現に駐留軍労働

務者である者は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、この法律施行の日において職員となつたものとみなす。

この趣旨に基づきまして田中委員の申されたところは、法案の趣旨によりまして、この附則で定めたいところは元來退職手当を支払うべきところを政府の都合によつて将来へ延ばすのであるからして、建設省におけるいわゆる準職員の例とも考え併せまして、もう少しいい待遇をやつてもらいたい。大体から申しますと、全部退職手当を支給するといひますと、八十六億の金額になりますので、それを政府の答弁の趣旨から言ひましても広い意味の債務不履行でありますからして、このうち五億乃至十億程度のものは、共済組合法と同じような措置で、駐留軍労働者の例えは家族が病氣をしたとか、或いは不時の災難にかつたというやうな場合に、或る程度の条件を付けて金を融通してもらつてやうな措置をして頂きたい。そういう趣旨でこの改正案を提案した次第であるといふことであります。

○委員長(カニ二郎彦君) 速記をとめて。

○委員長(カニ二郎彦君) 速記を始め

○専門員(川島孝彦君) 只今申上げましたことにつきまして行き違ひがございまして、間違つておりましたから訂正をいたします。建設委員会からの申込は先ほど申上げたものと比べまして、多少変化があります。けれども最初のほうの「法律案の一部を次のように改正する。」というところまでは同

様であります。その次へ附則に次の二項を加える。

第四項「政府は、連合国軍労働者であつて条約の効力発生の日において引き続き駐留軍労働者となり、且つ現に駐留軍労働者である者に対し、前項の規定により国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第四項の規定を適用して計算した額に達するまでの金額を無利息で貸し付けることができる。」

五項「前項の規定による貸付を受けた者に対し第四項の規定により支給する退職手当の額は、同項の規定により算定した退職手当の額から、当該貸付金額に對しその貸付期間中の日数に依り一年につき五分の割合を乗じて得た額と退職手当支給の時に對して返還されて得た額とする。この場合においてはその返還されて得た貸付金は、退職金支給の時に、返還されたものとみなす。」それだけでございます。訂正いたします。

○委員長(カニ二郎彦君) 速記をとめて。

○委員長(カニ二郎彦君) 速記を始め

○千鶴信君 岡部法制局長にちよつとお尋ねします。前回の委員会でも田中建設委員の質疑に答へられて、今度のこの法案による駐留軍の雇用者となる要員の身分といふものは、これは例を引けば昔の官吏が雇員、雇員といふ恰好になつたやうなものだといふ非常に私としては腑に落ちない例を引かれて御答弁になられたやうですが、もう少しその点について具体的に納得の行くやうな

答弁を實は承わりたいと思ふのです。と申します理由は、私どもの考えから言ひますと、今度のこの駐留軍の雇用者となる要員諸君の身分は今まで日本にこつたやうな例が全然なかつた。駐留する外国軍隊に雇用される職員に對しては日本政府が直接その雇用に對して殆んど実質的な責任を負わなければならない形における要員だと思ふのです。そういう要員といふものは今までの日本政府の雇員、職員といふやうなふうには官吏が身分上の変更があつたものだといふ答弁だけではどうも私ども納得の行きかねる答弁だと思ひます。この点もう少し具体的に御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 前回の委員会におきまして私どもが御説明申し上げました点が、今再度千葉委員からお尋ねを受けて見ますと、非常に不十分なお答えだつたやうに思ふのであります。と申しますのは、実は今の千葉さんのお尋ねに對して該當するやうなお答えを申上げたつもりじやないものであります。で、あのときのお答えはこつたやうな趣旨であります。要するに進駐軍労働者が駐留軍労働者となつても勤務の態様においては変わらない、そういう点においては丁度身分が、官吏といふ身分が雇員とか雇託とかいふ身分に変わるやうな場合がある、そういうやうな者、その勤務の態様が似てゐることを本政府委員が田中委員のお尋ねに對して答へたものであります。私どもが例を引きました、実務上は似てゐるのだけれども身分が違ふといふことにつきましては、これはまあ前例がないことですが、一つの例としてわかりやすくお答えしたつもりであります。

す。併しなからこの例えといふものは非常に氣を付けませんと誤解を招きますので、私警を引かないでつきり申上げようと思ひます。それはそも／＼一体進駐軍要員といふやうな形骸が我が国の公務員制度或いは官吏制度に關連して現れたのもこれも初めてであります。従ひましてその当初におきまして、進駐軍要員といふものが果して国家公務員であるかどうかといふことにつきまして、これは疑義を免かれなかつたところでありまして、従来の官吏という觀念から行きますならば、これは勿論官吏でございませぬ。従ひまして、これは純然たる民法上の雇用契約、私法關係と解釈すべきものであります。従ひましてここに公法關係は普通は考えられないといふ状態なのであります。が、国家公務員法の下におきましてはひとりのやうな官吏といふ身分を取得する公法關係のみならず、從來私法關係とせられておりました雇、雇託に至るまで、これをすべて国家公務員といふ範疇の中に入れてゐることにいたしました。そういう広い国家公務員という範疇の中に入りますかといふことが問題になります。これにつきましても先ほど申上げました通り、いろ／＼な疑問があるわけでありまして、かいつまんで申しますならば、これは一つには日本が占領下に置かれたといふ特殊事情も併せて考えなければならぬのであります。が、そういう特殊事情の前提の下に、これが我が国がポツダム宣言を受諾し、これを履行することが完全なる国務であるといふ性質の下におきまして、我が国の政府がこの進駐軍

の勞務に従事するものを雇用して、これを供給し、その給手を支払い、その服務を監督するといふやうな性質を持つておる場合におきまして、これはやはり広義の意味において国家公務員の範疇の中に入るものであると終局的に決定することになつたわけでありまして、全然疑義がなかつたわけじやございませぬ。これは新たな種類であまりしたためにいろ／＼疑義があつたわけでありまして、これは終局的にそうなつたのであります。ところがこれが御承知の通り、国家公務員といひましたのが、一般職の国家公務員、即ち国家公務員法の適用を受けるものとしてはふさわしくないといふ観点の下に、これは私の記憶によりますれば、当参議院の人事委員会の御発議だつたと思ふのであります。が、これが特別職にする立法がなされたわけでありまして、特別職として国家公務員として、即ち国家公務員法の適用外にある国家公務員としての身分を持続して来たわけでありまして、それが昨年の七月からの政府と進駐軍との契約のやうな事情によりまして、だん／＼その本質が徐々に変化して行つたことはこの前も申上げた通りであります。それが最終的にこの四月二十八日の講和条約の発効と共に、それがいよいよ進駐軍労働者でなく日本政府が雇用するといふ形に残るのであります。が、実質的に先ほど千葉さんからも申されたやうないろいろの実質的な面を捉えて行かなければ、これはともて從來の国家公務員法の下における国家公務員といふ概念を構成することが困難だといふやうな結論に達

しまして、このような立案が行われて参つたわけでありませう。

○千葉信君 調達庁の長官にお尋ねいたします。今度のこの法律によりますと、駐留軍労働者の給与であるとか、或いは勤務条件等は調達庁長官がこれをきめるといふことになつておりますが、この法律を通過して見て、大体現在の駐留軍の雇用に対する考え方、それから給与の支給の方法、或いはその他一般的に、民間産業におけるいろいろな契約の条件等から考えますと、これは調達庁長官がどうきめてもそれが果して実行されるかどうかという点について非常に疑問を持たざるを得ないのです。一体この法律案の第九条による調達庁長官がきめるといふこの立法の裏付となる一体実権というのが、調達庁長官にあるかどうか、その点を先ず承わりたい。

○政府委員(横道廣吉君) 非常にむづかしい御質問でございます。調達庁長官が一人で勝手にきめるといふことは、実質的に見まして不可能であります。結局いたしますところ、調達庁長官としては形式的にはこれを定めなければなりません。いろいろな状況を勘案し現在他に行われている、只今申されましたような諸般の事情、過去の経過等も考へて形式的には定めなければならぬものと、こうは考えます。併しなから結局いたしますところ、労働者の待遇問題でありますから、労働組合との協議に待たねばならぬところが非常に多いのであります。長官といつたしましての立場としましては、その要求が妥当であればこれを日本政府側の意見として取入れまして、これを米國側に折衝いたします。そうしてその結果で

き上つたものを実質的に定めるといふようなことにならざるを得ないだろうと、私は考へております。併しながら若し日本におきましますところ、な状態、条件を考えまして、その職にある者としてまじめに考へた結果この程度の給与はしなければならぬまいという或る自然の目安は時の状態に応じて自然に出て来るものだろうと考へております。その妥協と見らるるところを米國側がこれをどうしても出さんというところがあれば日本政府といつたしましては米國側に向つて勿論労働組合がこれを納得すれば格別ではございませうけれども、そうではなくて政府も認め、労働組合も主張し、政府がこれを妥協と認めていふような線を米國側が納得してくれない場合には自然契約にありまするようになり、或る一定の期間において将来にかかる制度をやめる、契約廃棄というやうな話し合いにまで進むということが私はあり得ることと考へております。

○千葉信君 今長官が言われるように、例えば労働者側、或いは政府側が納得できるやうな向うとの話し合いがつかないやうに今のいろいろな条件から考へて見てその点について長官自信をお持ちになりますか。

○政府委員(横道廣吉君) 現在の制度は実を申しますれば米國側の希望によるところが多分であります。又労働組合においても日本政府が雇用するといふ立場をとつてくれたほうがいいと、こゝういふやうなこともありますので、こゝとつてあるわけでありませう。私といつたしましては日本政府側の正当なる主張は米國政府がその立場においてみずから多数の労働者を直接雇用するといふことは事実上非常に困難であります。

従いまして日本政府として不当なる要求をなさざる限りこれは必ずやうことを聞いてもらへるものといふやうに現在のところは考へております。

○千葉信君 成るほど今の御答弁のやうにこの駐留軍の労働者に関する限りは間接調達といふやうな形態がこの法律の第九条からは出て参るわけでありませう。併し今の長官の御答弁でもわかります通り實際上の決定といふものはこれは駐留軍側で殆んど一方的に、一方的といふことは言い過ぎかも知れませうけれども、一応駐留軍労働者にしてても政府にしてもこれなら納得できるという前提を以てその最終決定といふものは長官でもなければ政府でもなく、實際上はこれは駐留軍側といふことになるわけですね。そうすると実質的な直接調達という形をその場合にもとられるといふやうに私も考へざるを得ないのでありますが、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(横道廣吉君) 私といつたしましてはアメリカの予算に縛られるといふことはあるかと思ひますけれども、アメリカとして単に予算に縛られるから金を出せないといふやうなことはなしに、日本において労働も要するといふ必然の立場からは私は一方的に定める地位にはなからうかと考へております。

○千葉信君 長官は非常に人のいい考へ方を持つておられるやうです。例えばアメリカ側が軍需調達規程を基礎にした民間産業に対する契約の状態を見ましても、それから労働者の、いわゆる雇上げの条件等にいたしまして、例へば賃金の中に超過勤務手当の分であるとか、或いは退職給与の引当金の

分であるとか、それから研究費などのそういう費目については余り認めないという根本的な態度をとつておるので、それと考へておられるので、一体日本人の雇用の常識から行つてどういふ雇用の常識は簡単に承服できない点だらうと思ひます。そういう点が予算上の問題云々を抜きにしても軍需調達規程等を基礎としたアメリカ側のやり方といふものがどういふものであるかという程度については、これは長官はもうすでにおわかりだろうと思ひます。そういう根本的な問題がありながら長官は樂觀的の意見を持つておられるといふ点については私は附合しない。そういう点については長官どうですか。

○政府委員(横道廣吉君) 今仰せになりましたやうな懸念はないわけではございませう。併しながら現在の労働関係の問題にいたしましては他の一般の調達における直接契約とは随分ちがひ違つております。直接調達におきましては殆んど米側のやり方に従つてやつておるわけでありませうが、この基本の労働契約におきましては、これは日本のやり方から従つておるわけでありませう。従いまして米側の規則に縛られるといふことがあつたならば米側がこれを支出することだけなのであります。現に支出しておりますものは米側の規則によらずして日本の規則によつて支出しておりますのであります。基本がさうなつておるやうなもので、米側の規則が主張するところが容れられないといふやうなことは、少くとも占領軍のときは無理が或いはあつたかも知れませんが、現在においては私はないだろうと考へております。いろいろの問題に

つきまして向うの申出に對しましては私のほうと組合等と協議をいたしまして、そうして米側に承知の旨を言ひ送つて初めてこれが実施されるやうな段階に現在あります。

○千葉信君 この場合には一般の産業界との直接調達の契約と、この労働の契約とは違つたといふお話がございませうが、私はその点は少し腑に落ちない点があるのです。例えば直接調達は従来も占領軍としてはやつておるはずで、例へば日立等の契約の状態を見ても、その契約の場合には加工労働賃金と、それから原料の代価、そういう契約の仕方でありませう。そうして而も加工労働賃金の中に計算される内容といふものは、これは私が申し上げるまでもなく、長官のほうでは詳しくおわかりだろうと思ひますが、そういう点と、一体直接労働を調達する場合、今長官の言われる日本政府を通じての労働者を調達する場合の労働賃金の関係は一体どういふやうに違ひがあるか、その点おわかりだつたら明確にお答え願ひたい。

○政府委員(横道廣吉君) 只今のいろいろの労働の生産或いは役務等に伴ひます賃金の計算といふものは非常にむづかしいのであります。これは主として一般職種の賃金等を内容にして、賃金はこれだけかかつたといふやうに予定を立てる場合がありませう。又軍需側においてはその範囲内において実際に払つたものを出すといふやうな立場をとつて来たところもありませう。今後におきましてはやはり同じやうなことが直接調達において行われると思ひますが、けれども、いずれにいたしましてもこれは単価を計算するときの基礎になつておるわけでありませう。殊に現在是非常

に多くのものが契約金、いわゆるコス
ト・プラス、ファイナスト・ファイとい
うような形式で行われておつたもの
が、現在は非常に多くのものがいわゆ
る単価計算というふうなものになつて
おるわけであります。最近起つてお
る問題は、単価計算によつてやつたと
きに労賃が上るといふような場合、非
常に問題が起つておるわけでありま
す。これを軍側において直さんという場
合、最近いろいろ問題が起つて来て
おるのだらうと考えております。一般
労働者の駐留軍に提供しておる労働
の賃金、そういうものはまるつきり違
ひまして一定の標準によつて日本政府
が算定算出し、労働組合等とも事実上
いろ／＼の点で打合せをいたして、向
うが承知して出しておる。直接の関係
はございません。一般の需品とか役務と
かい調達の中に自然に入つて来る労
賃とは非常に違つた意味を持つてお
ります。

○千葉信吾 この点についてはいろいろ
の見通しの関係もありますから、まあ
これ以上お尋ねすることは一応打ち切
りますけれども、ただここで問題になり
ますことは、第九条の第二項によつて
調達庁長官が例へば生計費或いは国家
公務員や民間事業の従業員における給
与その他の勤務条件を考慮してこれを
きめる、今長官の御答弁の中にもあり
ましたように、今日以後の継続される
給与、或いは勤務条件等は一応これは
今後のいろいろ見通しの問題ですか
ら、その点については今お話し上げた
ように一応打ち切ることにして、今後
例へば国家公務員の給与の引上げであ
るとか、民間給与の上昇であるとか、
或いは生計費の増高というふうな事態

が、まあ私どもの一応の考えでは相当
近い機会にそういう事態が起るとい
う考え方を持っておりますが、そういう
場合に變更された他の条件と同じよう
に駐留軍の労働者なんかに対しても、
この第九条の二項によつて長官として
は、その措置をとらなければならぬ。と
ころが今あなたの御答弁にもありまし
たように、非常にそういう点はむずか
しい問題が起るのではないかと、簡単に
は向うがその条件には応じないとい
うことが起るのではないかと、懸念
は、これは長官も言われたようにその
点については私も相当慎重に考えてお
かなければならぬ問題であると思
います。そういう場合に若しも政府なり
或いは調達庁の長官がそういう問題に
ついて交渉して、而も成立しなかつた
場合、そういう場合一体政府のほうで
はどういう形においてその責任をおと
りになるおつもりであるか。私よく詳
しくは存じませんが、何か特別
調達資金設置令のようなものの中に政
府自身がこれらの資金のうちから労働
者諸君の損失を補填することができ
るような方法があれば別ですよ、若しそ
うな方法がなければ、これは労働者諸君の一
方的な泣き入りという形で押付けられ
るという現象が、今までの占領軍の、
今後の駐留軍のやり方の中にはきつと
私は出て来ると思ひます。そういう点
については長官としては何か成案をお
持ちになつておるかどうか。

○政府委員(根道廣吉君) 過去の例を
とりまして御説明申し上げたいと思ひま
す。去年十月一日よりベース・アップ
がございまして。そのベース・アップ
のときに当時の進駐軍の労働者にも同
じ割合を以て賃上げを私たちとして要

求したのであります。ところが現実に
幾ばくの賃金を要求するのが妥当であ
るかというところは、国会において政府
の他の職員、ベース・アップが確定せ
ずには当方の要求が確定しないとい
うのであつたのであります。これは進駐
軍の労働者に対しては他の政府の職員
と同等の待遇をするというのが過去の
実績でもありましたし、これが方針で
もあつたわけでありました。であります
から、当方は当然のこととして要求を
したのであります。ところが要求を出
すときにはすでに十月一日を経過して
おつたのであります。そのときにアメ
リカのほうではどう言いましたかとい
いますと、アメリカの関係においては
契約は遡ることを得ない、従つて翌年
の一月一日、今年の一月からでなけれ
ば給与の増額は認められない、何とな
れば日本政府より持つて来たのが十二
月に入つてからであるからその翌月か
らでなければならぬ、こういうことも
最初には言つたのであります。それでそ
のときに大いに争ひまして、結局総司
令部等の援助を求めて、結局十月一日
より遡及を認めてもらうことができた
のであります。これは勿論占領下にお
いてでありまして、而もそういうこと
はとにかくできたのであります。従
いまして今後におきましてはやはり同じ
ように若しそういうことがあつたに
しても私は可能であるかと考えておりま
す。ましてや日本政府として要求する
ものが時を失せずなし得るというよう
な状況にありますならば、なお一層も
のは簡単に運ぶ。その間におきまして
一般の政府職員に対して給与が増額し
て支払われるようなことがあれば、政
府としてはそのときの事態に應じまし

て、要すれば駐留軍の労働者に対して
も増額支払をするというふうな措置を
講ずべきであらうと思ひます。併しな
がらこれが又占領当時の時代におきま
しては支払そのものが軍の承認を得な
ければできなかったという事情のため
にこれは不可能であります。従いまし
て実際に承認を明白に受けるまでは支
払不能の状況にあつたのであります。
当時私は労働組合に對しましては米國
政府が二カ月遅れて承認するようなこ
とがあつた場合には、その場合日本政
府としては二カ月分を負担して労働者
に支払うのが至当であらうといふこと
を私は率直に申上げておつた次第であ
ります。幸いにこれが遡及支給を軍に
認められたのであります。又一面もう
一つ申上げますと、日本政府が日本政
府の雇用者である労働者に払うとい
うことはアメリカの政府からもつたも
のを払うといふことではありません。
大体においてアメリカ側と日本政府が
打合せられて労働者に払つておる金額
をアメリカが後に償還するといふこと
がこの契約の基本的建前であります。
日本が政府が万止むを得ず必要と認め
て支払つたものを向う側に請求いたしま
す場合、その請求が約束の枠を超えて
おります場合には、向うが承知しないこ
とがあり得るかと思ひます。従いま
す、これも一般政府職員のベース・ア
ップ等によるものである場合、私は米
側としては当然これは認める措置に出
でざる得ないといふふうに考えてお
る次第であります。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今千葉君
の御発言中がございしますが、実は宮
田重文君が委員をおやめになりました
て、そうして理事が欠員になつており

ます。従いまして理事の補欠の御決定
を願ひたいと思つておるのであります
が、理事の補欠は如何いたしたもので
ございましょうか。

○千葉信吾 委員長一任にお願いいた
します。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今成規の
手続を省略いたしました委員長に一任
するといふ御発議がございましたが、
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(カニエ邦彦君) 御異議ない
と認めます。それでは委員長から理事
に草葉隆圓君を指名いたします。
それでは引続いて千葉君の御質疑を
お願いいたします。

〔委員長退席、理事草葉隆圓君委
員長席に着く〕

○千葉信吾 長官に引続いてお尋ね
いたしますが、行政協定が結ばれたあ
との問題の中でも相当日本の経済にと
つて大きな問題としては、直接調達の問
題であらうと思ひます。その
直接調達の影響がどういふ形に現われ
ているかといふことは、もうすでに現
在日本の経済界に相当の影響を及ぼし
ておりますから、その点については
一応敬遠するといひましたし、それか
らその直接調達の影響の起つて来る原
因といふのは、これはやはり一方的に
駐留軍側の意思、決定というものが強引
に押付けられて来るような行政協定を
行なつてゐるためだと思ひます。一
体今の長官の御答弁の中でも、例へば
労働者の給与の決定等の場合にも殆ん
ど対等の形でこの問題に對しての協議
がなされるような御答弁でありました
が、果して一体そういう労働者の問題

摘しているわけです。それから又日本側のその後における直接調達の問題に対する対策も順調には進んでいないという点を挙げて、具体的な例を報道しているのです。こういう状態がはつきり現存するのに、長官は労務の關係に

まではお話を申し上げんでも大丈夫であ
 るというふうに考えておるわけであり
 ます。
 なお只今お読み上げになりました新
 聞記事の内容は、私も相当実際をう
 がつてゐるものであると考えておりま

想像いたしております。併しながらいろいろものは見方というものがございまして、心配するのは余りに心配が大きいのではないか、それには及ばんのじやないか、こういう形で米側も希望し、日本側とても無理に主張するというこ

い駐軍労務者の問題に觸れて、「國に使用される者で國庫から報酬を受けるものは、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。」と言つて、國家公務員

とでございます。純法律論から言いますれば、或いは国家公務員共済組合の規定の趣旨から申しまして、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものというのは、結局国家公務員のことなんでしょう。それであります。

るから、今申しました通り、純粹に法律論といたしまして、これは私は要らんとします。要らんとしますと言いまして、立案者側が要らんとすると言いまして、これはおかしいことであるが、それは理論は理論として要らんとしますが、ただ誤解がないようにこれは入れたのです。これはとにかく除くという規定ですから、除くということが要するに共済組合を組織することができないのだ、共済組合法の適用を受けないのだということがはつきりする。これが眼目だからという意味でこゝへ入れただけで、全く説明的な念のための規定と一つ御了承頂きたいと思ふのであります。

○千葉信君 次は退職手当の問題ですが、この問題については、前の人事委員会の席上におきまして、田中委員のほうから相当詳しく質疑が行われましたけれども、この退職手当の支給という問題は将来その職員がやめる場合に支払うという形になつておりますが、この点については、一体予算上の理由からだけでは、一体予算上の理由からだけでは、その他に若し理由があればその理由を御説明願いたいと思ふます。

○政府委員(横道廣吉君) この点に關しましては、組合側よりは即時現金の支給を要求するという要望があつたのであります。であります。が、労働者といふことは、やはり形式的には日本政府の雇用者であることに変わりはないのであります。現実には退職の事実が起つておらないのであります。従いまして、まるきり退職手当をやらんという考え方も一応の理窟として出て来る面もあるのではあります。併し又

一面におきまして、とにかくにも、進駐軍の労働者として勤め上げて来たのである。ところが進駐軍の労働者の退職手当の支給に當りましては、満足に勤務して、軍の都合により解雇になつたものについては組合側と話し合つておりまして、且つ正当の規定になつております。退職規定の全額を払ふ、こういうことになつております。これが又別の場合、自分の都合で退職する者はその半額であるということにもなつております。又みずからの不都合によつて解雇されるという事実はある場合、これは退職手当はやらんということに相成つておるわけでありま

す。これは組合側も了承しておる規定であります。ところが考えて見ますと、四月二十八日を以て進駐軍の労働者という形はなくなつたのであります。同じことではあります。が、駐留軍となつたのであります。その後におきましては、過去の占領軍としての権力が消滅して、駐留軍としての資格においてのみ労働者に対するわけでありま

す。その労働者は占領軍としての時代においていろいろ困難を忍びながら人たかなのであります。ここで何か或る種の区切りをつけてやるのが妥当であるという政府側の結論にも達したわけでありま。勿論労働組合としてこれを非常に強く要望したのであります。併しこれを要するきり退職手当に關して何ら措置をとらずに、このまま統として退職したときに将来やるといふこととにだけいたしておきますと、労働者が自発的に退職される場合には、退職規定の通りに半額に減つてしまふのであります。又その後におきまして、

何か過ちがありまして、やめるときに全額をふいにするということもあり得るのであります。そういうことをいろいろ考えまして、とにかくにも進駐軍としての時代に満足に勤め上げたといふことを過去の業績としてその間の退職手当というものを保障する、保障する方法として法律に謳うということをとるのが妥当ではないか。勿論政府の財政上のいろいろ都合もございまして一時に払ふことが困難であるといふ面もあつて、それから先ほど申上げたように続けて使われているといふ面もあつて、それから又退職金そのものの性質から出て来る、そういうような問題がありますので、労働者を保護する面におきまして、又かつ政府の財政上の問題等とも調和のとれる方法というところにおいていろいろな措置をした次第であります。

○千葉信君 附則第二項の給手その他勤務条件として、附則第二項の条件の中には、駐留軍労働者となつて勤務する場合の退職手当の問題について、はどういう話合が駐留軍関係に進められてゐるか、その点についての現在の見通しはどうですか。

○政府委員(横道廣吉君) 退職手当の規定等は、駐留軍も以前より承知しておるわけでありま。そして退職手当額に關しまして、或る一定の、これは目安であります。が、基準を立てまして、一人当り月割当幾らというふうなまあその他の経費も合せてであります。が、そういう経費に日本政府が現実直接支払つたものとして契約した実費弁償になつておる以外のものとして、アメリカ側より一人当り幾らという経費を受けておるわけでありま

が、退職手当はその経費から出て来るものであります。勿論アメリカ政府から金を受けますときに、一時に多数の退職者の出ますときには、その経費では一時に賄ひ切れぬ場合が起るわけでありま。そういう場合には一般予算より繰入れなり何なりの方法をとらなければ賄ひない状態が出て来るわけでありま。従いましてこの点に關しましては、去年の七月一日に契約労働に変わるときに、若し将来大量の解雇があつて、そのために米軍より受けるところの払戻金というもので賄ひ得ないような場合には、政府としては別途特別な方法を講じて、この退職金の支払措置を講ずるのであるといふやうな関係決定で當時とつておるわけでありま。話が横のほうに参りました。が、駐留軍となりまして後には、やはり現在までの退職手当の規定をそのまま適用いたしまして、六月二十九日以降新たにその線に沿つて進行して行くわけでありま。これが六カ月たちますと、一カ月分余計に退職手当が殖えるというやうな規定にもなつておりますので、その点についてはむしろ労働者側にとりまして、一、二カ月でやめたのではさうではございませんが、半年以上勤めてやめるときには、全体の額におきまして労働者側にとりまして相当有利の計算になつております。

○千葉信君 これは長官も御存じのことなんでしょうけれども、公共企業体における、例えば国鉄、専売、今度には電氣通信関係等の場合、公共企業体労働関係法の十六条の解釈の問題をめぐつて、従来しばしば紛争が繰返されております。あの法律の解釈如何の問題は別といたしまして、現在の段階では

が、退職手当はその経費から出て来るものであります。勿論アメリカ政府から金を受けますときに、一時に多数の退職者の出ますときには、その経費では一時に賄ひ切れぬ場合が起るわけでありま。そういう場合には一般予算より繰入れなり何なりの方法をとらなければ賄ひない状態が出て来るわけでありま。従いましてこの点に關しましては、去年の七月一日に契約労働に変わるときに、若し将来大量の解雇があつて、そのために米軍より受けるところの払戻金というもので賄ひ得ないような場合には、政府としては別途特別な方法を講じて、この退職金の支払措置を講ずるのであるといふやうな関係決定で當時とつておるわけでありま。話が横のほうに参りました。が、駐留軍となりまして後には、やはり現在までの退職手当の規定をそのまま適用いたしまして、六月二十九日以降新たにその線に沿つて進行して行くわけでありま。これが六カ月たちますと、一カ月分余計に退職手当が殖えるというやうな規定にもなつておりますので、その点についてはむしろ労働者側にとりまして、一、二カ月でやめたのではさうではございませんが、半年以上勤めてやめるときには、全体の額におきまして労働者側にとりまして相当有利の計算になつております。

国鉄にしましても専売公社にしましても、どういふ状態において団体交渉が行われても、理事者側には本当に理事者側らしい実情というものがなないために、當に紛争が同じ問題をめぐつて繰返されております。勿論これは私も同十六条の解釈の問題については現在の解釈の現在適用しておりますが、解釈については賛成はしておりませんけれども、併し現実の問題としては常にそういう状態が繰返されておる。解釈が悪いために理事者側が理事者としての実権の伴わない形において公社が現在経営されております。恐らく今後調査庁の長官も、給与等の問題に關しては相当従業員諸君から団体交渉で要求が行われるだらうと思ふのです。その場合における長官の立場というものは、国鉄総裁や専売総裁等の比ではない立場に置かれるだらうと思ふのです。そういう場合長官としては雇用者の立場に立つて十分慎重に行動されるように要望申上げて一応私は質疑をこの辺で打ち切ります。

○理事(菅藤隆圓君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○理事(菅藤隆圓君) 速記をつけて下さい。
それでは午前中はこの程度にいたしまして暫時休憩をいたします。午後一時から再開いたします。
午後零時七分休憩

午後二時二十五分開会
○委員長(カニエ郎彦君) それでは休憩前に引き続きまして再開いたします。日本国との平和条約の効力の発生及

び日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基く行政協定の実
施等に伴い、国家公務員法等の一部を改
正する等の法律案を議題にいたしました
す。只今の法律案につきましてそれ
ぞれ御質疑があつたのでありますが、
なお引続いて御質疑のあるかたがあれ
ば御発言を願ひたいと思ひます。

〔質問なし〕異議なしと呼ぶ者
あり

○委員長(カニエ邦彦君) 他に御質疑
がなければ、質疑は終了したものと認
め、討論に入ること御異議ございま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(カニエ邦彦君) 異議ないも
のと認めます。それでは只今より討論
を行います。御意見のあるかたは賛否
を明らかにして順次御発言を願ひま
す。

○千葉信君 私には本案に反対いたしま
す。反対の理由の詳細については、本
会議で申上げることになります。

○草薙隆國君 私は本案に賛成いたし
ます。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは討
論は終了したものと認め、これより採
決をいたします。

先ずそれでは本法律案に対して賛成
のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(カニエ邦彦君) 多数でござ
います。よつて多数を以て原案通り可
決されました。

本案に賛成されたかたは順次御署名
を願ひます。

多数意見者署名
草薙 隆國 木下 源吉
森崎 隆 紅霞 みつ

○委員長(カニエ邦彦君) なお本会議
におきます口頭報告の内容は、先例
によりまして委員長に御一任願ひこと
といたしました。御異議ございませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(カニエ邦彦君) それではさ
よう取計いたします。ちよつと速記をと
めて……

〔速記中止〕

○委員長(カニエ邦彦君) 速記を始め
て。それでは海上警備隊の職員の給
与等に関する法律案を議題にいたしま
す。前回に引続いて質疑をお願いいた
します。

○千葉信君 それでは前回に引続き保
安庁長官にお尋ねいたします。前の委
員会で問題になりました寒冷地給の問
題、まだ残余の点がありますので、そ
の点をお尋ねしたいと思います。政府の
ほうから提案になつております保安
庁職員の給与法案との関係ですが、申
するまでもなく今審議されております
海上警備隊の職員の給与に関する法
律は、同法案の附則第四項によつてこ
れは廃止されることになつておりま
す。そこで問題になりますのは、折角
ここで海上警備隊の職員の給与に関す
る法律の中で、寒冷地給の支給の問題
が取上げられて、而もその具体的な内
容についても質疑が行われたわけであ
ります。が、實際上法律第二百号によ
りこれは九月一日から翌年の三月三十
一日までということになつておりま
す。従ひまして折角ここで海上警備隊
の職員の給与の法律の中で、寒冷地給
の具体的な決定が行われても、實際上
警備隊の職員には、今度は保安庁職員

給与法によつてこれは廃止になるとい
うことになつて、何ら実際の給与には
関係のない法律を今、国会で審議して
おるといふことになると思ひます。こ
の点はどうかと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 御説の通り
この問題に關しましては、あとから出
て参りました海上保安庁の職員給与法
というものと振り替りまして消えて行
く法律ということに相成ると思ひます。
併しながらか法体系とい
たしましては、こゝろからあつた場合を
考えまして、それによつて給与の基準
をきめて行くということが然るべき方
法ではないか、かゝるに考へておるわ
けであります。なお海上警備隊の職員
の給与といふものにつきましては、現
に海上保安庁法の一部改正という法律
案が通りまして、施行を先にしたとす
いうことに相成つております。保安庁
法のほうは、その後において御審議願
つて、まだ決定してない状態であり
ますので、従ひまして本法案は保安庁
の職員の給与法が通りますと七月
一日から実施する、若し通らないとす
れば、この給与法は相当続くのじやな
いかという考へ方もできるわけであ
ります。それとこれとは別個の問題だ
といふふうに考へられる節もあるとい
ふに思ひます。体系を整へるため
にやつたといふように考へて頂きたい
と思ひます。

○千葉信君 只今の御答弁ですと、こ
れは政府委員としては至極尤もな答弁
だと思ひますが、併し国会でこの問
題を審議する場合に、不幸これは相当
審議に時間を要して今日まで及んだた
めに、保安庁の職員に関する給与法が
出て参つて、そして内容の異なる法
律を一応同じ委員会が審議するとい
うことになつておるわけでございま
し、内容の違ひ、而も対象となる警備
隊の職員諸君は同じ諸君である、そ
ういふことになりまして、国会におけ
る審議もこれは少しくいふ点に關連し
ては誠に無益な審議、実際には無益の
形になる審議をやるという恰好になる
わけでありまして、併しながらかあた
方のほうの立場からすれば六月十五日
乃至十六日には大量に採用になるから
、そういう点からすれば保安庁の職員
に対する給与法の適用以前に警備隊の諸
君に対する給与といふのは一応の決定
を見なければならぬと思ひます。併しな
がら又一面から言つて海上警備隊の職員
に對して、一例を引けば今問題になつ
てゐる寒冷地手当のごとき、この法律
の第十九条の三項によつて、この間も
問題になつたように非常に有利な形に
おいて支給されるという条件、つまり
本俸に勤務手当を加算してゐるその俸
給日額、扶養手当の日額、乗船手当の
日額、営外手当の日額、法律二百号に
よるところの俸給と扶養手当を積算の
基礎とするのに、その場合に警備隊に
有利な条件で寒冷地手当を支給する
という立法が行われようとしてゐる。而
もこれが通過すれば六月十五日乃至十
六日に採用される警備隊員には給与の
法律としてこれが効力を持つことにな
るわけですね。ところがこの寒冷地給
の場合には今申上げたように九月一日以
降翌年の三月三十一日まで、こゝろ
のことになりますと採用された警備隊
の職員に對して採用当時には寒冷地手
当はこの法律の第十九条によつてこ
う率で支給するのだという約束をして
おきながら、而も七月一日になれば今

度出て来る保安庁職員給与法では寒冷
地手当の分には少くともこれは
法律第二百号に基く本俸と扶養手当の
八割まで、こゝろのことになるわけ
であります。そうしますと、もう最初か
ら実際に支給されないことがわかつて
いる法律、大体これは保安庁職員の給
与法等も成立するといふ前提の下で
すが、そういうことになりまして、実
上こゝろの率で以て寒冷地手当は支給
しないのだということが条件として必
ず出て来ると思ひます。そうするとこ
れは募集乃至採用当時は明らかに政府
が有利な条件で寒冷地手当を支給する
言つておきながら七月一日に至れば俄
然その有利な給与が非常に不利になつ
てしまふ。この点については政府のほ
うでは少くとも警備隊の職員に對して
は責任を感じにならなくやならぬ
と思ひます。この点に對してはどうい
ふに對処されるおつもりか、その点
を御答弁願ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 只今御質問
の寒冷地手当でございますが、これ
につきましてもあとから出て参りました
保安庁の給与法におきまして變つて来
るのではないかとのお話でございます
するが、我々の考へ方といたしまして
は、その点は變らないで支給をするつ
もりでおるわけでございまして、必要
な説替等は政令で定める、その政令に
よつて大体同じような待遇ができる
といふふうにしたといふように考へて
おる次第でございます。

○千葉信君 寒冷地手当支給に關す
る法律二百号のどういふ説替への方
法があるのですか。

○説明員(中村幹夫君) 只今の御質問
の寒冷地手当の問題でございますが、

七月以降のものにつきましては、この御高説の通り警察予備隊の隊員に對する寒冷地手当、それから御審議を願つております海上警備隊の隊員に對する寒冷地手当、いずれも三等海上警備士補或いは三等警察士補以上の隊員に對して支給いたすことに相成つております。従いまして七月から充足される予定に相成つております保安庁の職員に對しては給与法におきましてその寒冷地手当の取扱ひ方をごさいまするが、只今先生から御指摘になりましたような附則十二項におきまして寒冷地手当の規定を設けておるわけでございますが、この場合に必要事項は政令で定めて行くように相成つておりますが、この場合に法律の二百号の第二条に寒冷地手当の基準となつておりますのが、御指摘の通り俸給と扶養手当のようになつております。この場合に問題になりますのは警備隊につきまして或いは乗船手当、管外手当が問題に相成ると思つておりますが、この場合に俸給、扶養手当とありますの俸給、乗船手当、或いは管外手当、こゝにふうな必要な諸費をいたすようにいたしましてこの法律を適用したいと、かように考へておるわけでございます。

○千葉信君 通例諸費を以てやるというのは実体の変わらないものにしては諸費を以て差支えないと思つては、実体の変るものにしては諸費で行くというやり方はやり方としては決していい方法ではないと思つて、可能、不可能の問題を飛び越えてそういうやり方は私は責任ある政府としてとるべき態度ではないと思つて、すが、あらかじめあなたの方として

は、この条文があなたの方には連絡があつたか知れなかつたか知りませんが、保安庁の職員に對する給与法の第四條附則第十二項の問題についてあなた方が答弁されたような問題についてあらかじめ相互に了解があつたのか、かつたのか、その点も承つておきたいと思つております。

○政府委員(柳沢米吉君) その点につきましては我々のほうにいたしましては事前の了解を得ております。併しなからその了解は大体現在におきまして我々が御審議を願つております海上警備隊の給与の法律というもののきめられたものと大差のない、大体同じ行き方をとるというところで了解をしておるような次第でございます。

○千葉信君 これは相当問題になると思つて、大体が政令で定めるといふことになつておるけれども、その政令で定める諸費が実体の違ふものである、而もその実体の違ふものをこの諸費といふやうに當てはめてやるということになりますると、そいう大きな矛盾を孕んでおるものを政令に任せるといふことはできないといふことになると思つて、併し一応その問題はあなたの方の場合としては海上警備隊の隊員の給与の法律からこの点は一応保安庁職員の給与に關する法律のときに、もう少し明確にするにしたい、この際は一応次の問題に入りたいと思つております。

次に御尋ねしたいことは、現在の吉田内閣の方針として、適二無二軍備は持たなければならぬ、従つて軍備を持つためには相當国民諸君が、海上警備隊なり若しくは又警察予備隊に欣然として参加するような、飛び込むような

給与の体系といふものも必要になるといふ考え方を持たれておるのだらうと思ふのです。今提出されております警備隊の給与の状況を見ますと、一般職の職員の給与なんかを参考にされたと言つておりながら、非常にその給与水準が甚だしい有利な条件に持つて来られておるのです。一体どうしてこういうように一般職の職員なんかの給与といふものと、こんなにまで大きな差を付けて給与しなければならぬのか。大体その差額という点については、どれくらいの大きな相違があるかということについて、先ず一応政府としてはどうして一体そういうふうな大きな差を付けたければならぬか、その理由をこの際先ず承つてみたいと思つております。

○政府委員(柳沢米吉君) 海上警備隊の職員に對しては給与といふ問題について、一般の職員と相當に差があるといふお話でございますが、我々の考へ方といたしましては、一般職員に對しては給与の立て方、基準のきめ方等につきましては、その間に大差はないといふふうな基準のきめ方をしておるつもりであるのです。ただ御指摘の、今までもありました通り、本俸の中に組入れた、組入れ方というふうなことに御審議があるとは存じますが、これらに算定に當りましては、勤務地の状態、その他を勘案いたしましてこれを算定いたしておるわけでありまして、大体におきましてこの給与といふものにつきましては、一般の公務員と大きな差は出ないといふふうな方針でやつて来たわけでありま

○千葉信君 あなたがたの方では、一般職の職員なんかとそう大した差はないと御答弁されておりますが、私の算定では非常に差があり過ぎる。今その問題を明らかにするために、先ず最初にお尋ねしたいことは、たしか四月の二十八日でしたか、二十九日に海上警備隊の隊員を募集されたようですが、その募集された隊員の大体の最低の制限年齢或いは學歷等の最低の制限は一体どういふふうになつておりますか。応募する意思がなかつたものですか、あの採用の公告を拜見しませんでしたので、この点を少し明らかにしておきたいと思つております。

○政府委員(柳沢米吉君) 募集の問題につきましては、募集につきましては年齢の制限はございまして、これにつきましては、各階級に依りまして年齢の制限を付けておるわけでありまして、海上警備隊といふものにつきましては、大体十六歳から二十五歳といふことに相成つております。これが最低でございまして、最高は二等海上警備正、これが四十五歳未満ということに相成つております。その間におきまして、各階級に依りまして、年齢の制限を付けておるという状態でありま

○千葉信君 學歷なんかのほうはどうですか。

○政府委員(柳沢米吉君) 學歷につきましては、大体高等商船学校本科、それから水産講習所等の学校を出した者、一番學習年限が多いためにこれを一番高いランクに入れております。次に専門學校程度として昔の海軍兵學校、機関學校を認めております。なおそのほかに、次に無線電信の講習所の本科、或いは高等科を出た者といふふうな順序でやつております。

○千葉信君 そうしますと、大体三等警備員等の最下級の百五十、これが大体十六歳という年齢あたりに該当する隊員といふことになるわけですね。

○政府委員(柳沢米吉君) 大体そういうことに相成ると思つております。

○千葉信君 それではお尋ねいたしますけれども、現在の一般職の職員の給与法、これは人事院のほうから一万一千四百ベースで、平均賃金で一万一千二百六十三円ですか、この平均賃金で勧告になつております。政府のほうではこれに二級三号を、勧告によりまして、四千二百円を税金の税率が引下がつたという理由で、これを四千円に抑えております。現在の給与法はそういう水準で決定してあります。ところがこの二級三号の職員というのは、これは御承知の通り年齢は十八・六歳です。十八・六歳ですからあなたの方のほうの場合の十六歳といふ三等警備員より年齢が少くとも二・六歳多いはずで、學歷におきましては余りさうどちから差があるとは思われません。そこで年齢の違ひ一方、あなたがたのほうでは十六歳、而も最下級、それから一般職の職員の場合には十八・六歳の二級三号に該当する職員の給与とそんなに差がないとあなたの方で言われるから、この点を一つ比較して見たいと思つております。一方の、これは今お話のありましたその他の給与等、或いは手当等を除外して、給与体系の問題は先ずあとにしまして、本俸の關係で一応比較して見たいと思つて、非常に大きな差があるのです。それはどういふふうな形になつておるのかといふと、御承知の通り、一般職の職員の場合では四千二百円の勧告のうち二千六百円が

八

食糧費です。そして残余の、これは千六百円がその他の生計費、例えば衣料費であるとか、住居費であるとか、保健衛生費であるとか、光熱費であるとか、こういうものに充当されるという恰好で勤告が四千二百円、それが引下げられて四千円、ところがあなたがたのほうの場合では十六歳で本俸の計算はどうなっているかという五千五百円です。その五千五百円に対して更に勤務地手当を本俸の中に入れて七百二十二円、それから超過勤務手当を六百九十八円、これを本俸の中に入れるという方法をとっておりますが、併しまあこの際は本俸の問題だけを比較することにしたとしますと、本俸は今申上げたように五千五百円、それから同一の公務員諸君の給与の中に本俸として盛込まれていて想定される例えば光熱費、例えば衣料費、例えば食糧費、こういうものの計算が二千三百三十一円あなただけの場合には加算されております。従つて本俸は一方の十八・六歳になる公務員の場合には四千円であるにかかわらず、あなたがたの場合には本俸だけで七千七百円です。而もこの七千七百円という金額の中からはあなたがたが本俸の中へ入れられた勤務地手当に該当する金額、それから超過勤務手当に該当する金額、それから寒冷地手当に該当する金額のようなものを控除して、そういう計算なんです。そうすると一方は四千円で、片方は七千七百円、而も年齢は四千円の職員が十八・六歳で、あなたがたの場合には十六歳ということになりましたが、これでそう大した差がないということが言えますようか。この点は如何ですか。

○説明員(中村幹夫君) 只今御指摘のございました、いわゆる下級隊員に属します海上警備隊員クラスの本俸の点でございますが、百五十円、月額百五十円というものが少し高過ぎやしないうたのでございまして、現在海上保安庁の一般職の職員といたしまして採用いたしておりますが、いわゆる新制中学を卒業いたしました船員について申上げますと、船員の三級一号を支給いたしております船員俸給表の三級一号が、月額四千五百円でございます。これを月額に直しますと、百五十円という数字になって見ますと、必ずしも不当な数字ではないのじやないかと、それから先般御説明申上げましたように、この俸給表が主として警察俸給表或いは海上保安庁俸給表を建前として作られておりますが、警察官の例を考へて見ますと、御指摘の十八歳に相当いたします警察官につきましては、警察職員の一級四号の五千五百円、三号の五千三百五十円という俸給表になっております。これを見合いますと、俸給を算定いたしましたので、御指摘のような、必ずしも高きに失すという点はないのじやないかと、かように考へております。

○千藤信君 今の御答弁のように、片方は月額で算えて、片方は日額で比較するということ、これは成るほどそういう数字の比較では一応余り差がないような印象を与えます。併し中身が問題になると思ふのです。一方の場合にはあなたがたの俸給表の作成の場合にはこういうやり方をとつておるのです。まあ勤務地手当、超過勤務手当というものは引いて、そのほかの衣料費であるとか、光熱費であるとか、或いは食費というようなものをあなたがたの場合には本俸から控除するといふやり方をしておられるのです。給与から差引くというやり方をされているのです。片方のほうはこういうものは本俸の中で賄わなければならないのです。そういうことになりましたと、実際に最も生計費の中で大きなパーセンテージを占める食費であるとか、或いはその他衣料費、光熱費なんというものを差引いて、そうして計算した金額ですから、そういうものを差引いて計算した金額で比較するといふことは、これは全然比較にならないと思ふのです。この点では高いといふことはあなたがたもお認めにならないけれども思ふのです。

○政府委員(柳沢米吉君) 御指摘の点は、御疑問は御尤もと思ふのでございしますが、我々のほうの、今までの一般の船員というもののつきましては、船員の俸給表を用ひまして、これによつて支給しているわけでございます。なお御指摘の食費等につきましても、これは船員で船に乗っている者に対しては、食費の手当を与えております。従いまして、この船員の今までの船員俸給表、或いは船に乗っている人の待遇といふものと比較いたします場合は大した差はないのじやないかといふふうに考へております。

○千藤信君 重ねてお尋ねいたしますが、あなたがたのほうでは船員或いは乗船しているという条件を一応の理由にされておられますが、あなたがたのこの作成された海上警備隊の俸給表というものの大体の基準が一方では警察予備隊の給与に基準を置いているのです。これはあなたがたの所管外かも知れませんが、問題はここまでは先展して参りますと、それでは陸上の場合の問題はどうなるかということにならぬと思ふ。陸上の警察予備隊その他の治安関係の職員との関係も出て来ると思ふ。そういう点ではあなたがたのほうでは全く隊員諸君三等警察予備隊上は警備士諸君に至るまで警察予備隊のほうの給与の水準をそっくりそのままここに持つて来られるというそういう考へ方でございられるというのか、かどうか、その点も承りたい。

○政府委員(柳沢米吉君) 大体本法につきましては警察予備隊等のものに對しまして一応のレベルということ考へなければなりません。我々のほうといたしましては警察予備隊の場合と我々のほうの警備隊員の場合とは動続年数その他で相当開きがある。従いましてこれらの算定につきましても、その辺相当に考へ方の基本に差があるのではないかと考へられるのであります。従いまして我々のほうのほうといたしましては、先ほど申上げた通り、船員即ち船に乗る、殆んど大部分が船に乗るというところでございまして、この船に乗る船員といふことを主体といたしまして、陸におります者もこれに對する予備員といふような関係で、いつでも船に乗れるという建前で船員俸給表といふものを基として算定をしたわけでありま。併しながらこの場合に予備隊のほうの給与といふものも或る程度頭に入れてやらなければならないといふことはあると思ひますが、大体算定の基礎といふものから参りますと、予備隊と併せてやるといふ算定の基礎よりも船員の俸給表といふものを基礎としてやるその結果、出てきたものは或いは似通つて来るというところはあります。大体考へ方の基礎は、職務に應じての計算をしてやつて来たつもりであります。

○委員(カニ二郎君) それではお諮りいたします。このあとに国鉄の職員局長安孫子君、内閣官房審議室長事務代理増子君も見えております。それから大蔵省給与課長も来るはずでありますから、只今の案件につきましては本日はこの程度に願ひたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(カニ二郎君) それではそのようにいたします。申し遅れましたが、内閣官房副長官もお見えになつておりますから、御報告をいたします。

○委員(カニ二郎君) それでは昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案を先ず議題といたします。それではこれに対する質疑をお願いいたします。質疑に先立つて私から国鉄のほうにお伺いするのですが、この夏季、俗に言う手当ですが、この手当は一般職の公務員が二十七年に計上されておるところの手当の額と、それから国鉄の額とは同一になつておるのかどうかという点を先ずお聞きしたいと思ひます。

○説明員(安孫子君) 一般の公務員のほうは特別手当として一カ月分が計上されておりますが、国鉄職員につきましては、それと同様な意味の特別手当といふものが、半月分というものが

予算に計上してあります。

○委員長(カニエ邦彦君) そうするとですね、一般公務員と国鉄職員との間は半額、国鉄職員だから半額と、こういうことになるわけで、これではまあ我々としても極めて不公平ではないかというように考えられるのですが、これは直ちにですね、半月分しか繰込んでなければ、何らかの措置をして、あとの残りの半月分は繰込むようにせなければならぬと、こう思うのです。先ずそういう御意思があるのかないのかどうか、この点について承わりたいと思います。

○説明員(安孫子豊君) 国鉄といいたしましてもできるだけ給与はよいほうがよろしいのでございまして、よくしたという気持はございまして、御存じのように国鉄は企業体ということになつておりまして、財源の見通しが立たないままに予算をそれだけ増額して頂くと、どうしても困難な状況にありまして、私どももいたしましては、本年度の下期の業務成績その他によりまして、何とかして実質的に公務員と同じ程度のものを支給できるようにいたしたい、かように年間の問題として考えておるような次第でございまして、

○千葉信君 安孫子さんにお尋ねしますが、今の御答弁から言いますと、この国家公務員に支給される五割の臨時手当の問題については、国鉄は予算がないから一応これを見送つて、そうして年末までに何とか国家公務員と同じ程度のものを支給するようにしたいと、こういう御意向ですか。

○説明員(安孫子豊君) 私どもの気持ちを率直に申し上げたいと思います。当初人事院のほうの御勧告で、公務員につ

いては一カ月分の期末手当のうち〇・二カ月分だけを夏出すというのを承わつておりましたので、そういうこととございまして、国鉄としても何とかしてその程度のものは昨年の実績もございまして、出した、無論その場合には〇・五の予算の中から出すことであるわけでございまして、そういふふうなことを、かように思つておりましたのですが、私どもから申しますと甚だ突然に、公務員に〇・五カ月分出るといふようなことになつて参りましたので、この際国鉄として全額を夏出してしまふという事は、やはり暮のこともいろいろ考えなければならぬと思ひますので、公務員のほうが〇・二ぐらいの程度でございまして、それと大体釣り合ふものを何とか出したという思ひはございまして、公務員のほうが〇・五ということになりまして、正直に申上げて非常に困つておるといふのが実情でござい

○千葉信君 重ねてお尋ねしますが、今人事院の勧告の点に触れられたようですが、成るほど人事院の勧告は、昨年の八月、おつしやるような特別手当の勧告が出されたのです。併し御承知の通り政府のほうでは勧告通り年末にも実施してありません。年末はたしか五割でございまして、そのうち状況です。それから、人事院の勧告が大体六月頃、夏季には二割というところになるだろうという事は、勧告はそうであるけれども、政府のほうの方針はもう少しでこの勧告を去年の十二月から切り崩してあります。そういう切り崩してしまつて政府の態度を、国鉄のほうでは全然参考にされもしな

ければ、六月には人事院の勧告通り多分二割ぐらいだろうというふうな考へてこれまで来られたわけですか。非常にこれは迂闊千万だと思ふのです。

○説明員(安孫子豊君) 本年度の夏も〇・二ぐらいであらうということが新聞にも報道されておりましたし、何か政府のほうの部内原案もその程度の事のような話も聞いておりましたので、まあその程度ならば何とかなるのではないかと、何かしたい、かように考へておつたわけでござい

○千葉信君 そうしますと今度の、今提案になつておる臨時手当の支給に関する法律案の提案の前に、国鉄のほうと政府のほうとは何も事前の連絡や、或いは了解なしに、政府のほうからこれを出されて、そして国鉄が固執狼狽したというの、それが真相で

○説明員(安孫子豊君) 〇・五になつたという事は、政府の御方針が御決定になつた後に承つた次第でありまして、非常に困つたことになつたと思つておるような次第でござい

○千葉信君 なお引續いて安孫子さんにお尋ねしたいと思ふのであります

が、この前の地域給の人事院の勧告が出ましたあとで、あなたがたに当委員会に出席してもらひまして、そして国鉄のほうの地域給の問題に関するいろいろな質疑を行なつたのであります。そのときにあなたがたのほうの答弁の中で、国鉄のほうの地域給の実施という問題は、予算上非常にむづかしい問題ではあるけれども、併し国鉄のほうでは大行行政整理によつて非常に高給者がたくさん退職してゐる。そういう条件の中から、或る程度の予算の

差繰りということも考へられるという御答弁がございました。その当時もすでにあなたがたのほうでは、そういう高給者の退職という条件によつて、或る程度給与原資に余剰を生ずる。給与原資に余剰を生ずるということは、これは申上げるまでもなく、現在給与の体系が、平均給与といふものが非常にあいまいな基礎に基いて計算されているという関係から、そういう条件は当然起つて来る。そこで当然あなたがたのほうでは、例えば地域給の問題に關連いたしましたも、それから又それ以後における二十七年の予算の成立等の関係から言ひましても、実行しなければならぬ。国鉄の現在の平均給与の水準といふものが、一体どういふ状態にあるかといふことを御調査になられませんか。若し御調査になられれば、その点明らかにされたいと思ひます。

○説明員(安孫子豊君) 今お尋ねのございました新年度に入つて後の平均給与の額につきましては、只今まだ経理局のほうで集計中でございまして、本日ここにはその額についての資料は持つて来ておりません

○千葉信君 正確な数字でなくても大体の平均給与がどの程度下つたかといふことぐらいはおわかりになるはずだと思ふのですが、それはどうですか。

○説明員(安孫子豊君) 正確な数字を申し上げかねますことは甚だ申訳ござい

ませんが、平均いたしましたして一人について四十円乃至六十円ぐらいじやなかつたかと思ひます。それぐらいは下つておるのであります。

○千葉信君 そうしますと、相当余剰の財源が生ずるかも知れないというこの前のお話から言ひますと、相当あの当時の答弁の印象とは違つて、高給者の退職による給与原資が余剰を生ずるといふことは殆んど微々たるものだつたといふことに今の見通しではなるわけですね。

○説明員(安孫子豊君) お説の通りでござい

○千葉信君 そうしますと、去年大体算定されました二十七年の予算の中における特別手当の五割分というのは、依然としてこの程度の余剰ではやはり五割程度にしか過ぎないということになるわけですね。

○説明員(安孫子豊君) 今のお尋ねの通りでござい

○千葉信君 官房副長官にお尋ねいたしますが、政府のほうの立場としては、例えば今度の臨時手当の問題にしても、今ここで聞きの通りなんです。が、同じ政府機関、同じ政府が所轄している機関でありながら、国鉄のほうの臨時手当の問題についてはどうしようというお考えで、今度の場合には連絡も何もなしで、こういう措置をおとりになられたか。それとも又何らかの成案があつてこういう方法をおとりになられたのか、その点を少し明らかにせられたい。

○政府委員(鈴木幸三君) 国鉄の夏季臨時手当の問題につきましては、政府は如何なる考えを持つておるかというお尋ねでござい

題につきましても、又ベースの決定につきましても、一般職の公務員とは多少異なつた点がございまして、この予算に計上いたします場合におきましても、賃金の状態と、……〇・五を計上するときすでにこういう問題が、差額があることはすでに予定された問題でございまして、そのときにこういうたような批評が起ることは予想された問題であつたのでございます。従つて国鉄のほうでこの夏季手当及び年末手当について如何ように予算上の経理を措置いたされますかは、国鉄のほうで今後交渉その他によつて決定するものと考へております。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは私からちよつとお伺いするのですが、そうすると国鉄のほうでは、まあ今すぐ予算措置がされていない。併しながらこれは年末手当までには何とか一般の公務員と同じようにするのだという、そのしたいというお考えなのか。どうしてもやはりそうせなければいかんというお考えでえられるのか。その点はどうか。

○説明員(安孫子豊君) 国鉄といたしましては、国鉄従業員の特遇が一般公務員よりも下廻つていいとは考えられませんが、少くとも同等以上でなければならんと考えておりますが、先ほどもちよつと申し上げましたように、企業体ということになつておりますので、やはりそれだけの待遇をいたしますためには、財源の捻出ということが必要になつて参ります。増収も期待いたさなければなりませんし、他の面における経費の節約というようなこととは勿論考えなければならんわけでございますが、何分にもまだ年度始まつて

早々でございまして、そういう見通しを今ここではつきり立てるということも非常に困難な時期にございますので、私どもの気持といたしましては、何とか能率を上げまして、増収を期し、そうして御承知の弾力条項の適用によつて、年内に何とかして公務員の給与に追いつく程度のもを出せるようにいたしたい。そういう希望をいたしておるようなわけであります。

○委員長(カニエ邦彦君) いや、それでは希望をしておる、併し現実の問題は、この法律案が一般公務員に適用されて、それで国鉄職員に対してはこれと同じようにならんという問題が起きて来たときに、どう処理するか。それなら、そのつもりだということである。では、これは収まらんのかやないかと思ふのです。そういう場合に、仮にまあこれが事態が悪化して、ストライキに入るとか、団体交渉が決裂したとかいうようなことになれば、非常に困る問題になりはせんかと思ふのです。ね、これは……。事業の性質がああいや交通機関だけに、それが非常に不当

な要求であるとなればこれは又別としてです、一般の公務員と同じつまり額にせいという要求なれば、これは不当な要求だとは考えられないのです、ね、誰が考えて見ても……。そうすればそうしたいという希望ということでは、これはちよつと収まらんのじやないか。それだけのことで収まらんのではないか。従つてこれがほかのそのものではないに、夏季手当、或いは年々手当てという特別手当なるが故に、仮に国鉄のほうでどんな都合があろうとも、やはり物件費を節約するとか、或いは計画のいわゆる支出を、これを一

時とめてでもやるとか、或いは又増徴を圖るとか、何とかして、それ以上にするということは別といたしまして、いろいろなお願いをいたしておるような次第でございます。

も、とにかく一般の公務員と同じような額にせなければならんじやないか。それはやはりそうするとせなければならんし、そうすることと、そうしたいという希望だというようなことでは、これは結局収まりがつかん結果になるのじやなかろうかと思うのですね。その点の一つどうかということ、それから今度この法律が一般公務員に適用されますが、そのときと同時に、それからお話願つたのですが、あの件はどうなつておるか、ちよつと……。

○説明員(安擇子豊君) 只今お尋ねの
ご置きました点につきましては、当時
こちらにお呼出し頂きましたときの原
案の際の所要予算額はおおむね二億数
千万円ぐらいの程度であらう、その程
度でありましたらば給手ペースの、退
職者が余計出たことによつて生じた金
剰の財源から幾らか捻出するというこ
とも考えられますし、或いは流用の承
認というようなこともやらして頂きま
して、二億五千万円ぐらいのものなら

○説明員(安孫子豊君) 委員長のお言葉の通り、非常に私どもも現在困つた状態になっておりますので、実は国鉄といたしましては、やはり予算に計上されたものの枠内で処理をいたさなければ、何とかしたい、かように考えておつた次第であります。その後原案が御修正になりました、御修正になりました案の通りやるということになりますと、約七億ほどの財源になりますので、

ればならないことは当然でございますが、そうは申しまして、公務員と同額の出ないという場合に、果してうまく事態が収拾できるかどうかという点については、非常に危惧の念でございます。

を抱えている次第でございます。これを併し適当に解決いたしますためには、やはり年間を通じての問題として、政府のほうにもいろいろお考えを頂かなければなりませんので、実は関

○木下源壽君 今の七億というのは少し多過ぎやせんかな、大体原案と同じぐらいの修正……、幾らかは上廻つていくけれども……。

○説明員(安孫子豊君) その点はやはり

り国鉄職員の名存状が都府県に集
中しておりまして、中間の区間には割
合人員が少いというような関係もござ
いまして、実際に御修正になりました
案を適用いたしますと、人員を調べ
ました結果は只今申上げましたよう
な次第でございます。

○木下源吾君 実はこの問題が、今兩院協議会にかかつておられますが、やつぱり引つかかつておるのは、あなたのほうがかん心になつておる。そこでこれはざつとばらんに書うと、國鉄の中から努力してそれを出しても、ええ方法がつくと思ふのです。これもやはり財源の問題ですから、一つ頑張つて出しても、ええませんか、どうですか、方法はありますか。

○説明員(安孫子豊君) 実は昨年度は御承知のように年度の途中で運賃値上というようなこともございましたし、又旅客、貨物の輸送量の増加の傾向と、いうようなものも非常にあつたのでございまして、比較的早い時期に予算以上の収入を挙げるといふ、財源を得るという見通しが立てやすかつたのです。ところが本年度におきましては、運賃値上というようなことは、ちよつ

と只今の段階では考えにくい問題のように思われますし、又旅客、貨物の輸送状況を見ておりますというのと、四月は比較的によかつたのでございまして、五月に入りましてからは貨物あたりも大分在貨トン数も落ちるといふところなことで、非常に新しい財源を想うための見通しが立てにくい状況にございまして、これはよほど政府並びに閣僚の皆様の絶大なる御協力がありま

せんと、ちよつと出せないかとおつゝ
やられましても非常にむずかしい状態

にあるわけでありました。

○木下源吉君 剣木官房副長官に一つ今のようなわけで、これを一つ頑張つて政府のほうで補助して上げられないですか。そうすると国会の決議が尊重されて行くようになるんですが、どんなものですか。

○政府委員(剣木事弘君) 地域給です。

○木下源吉君 そうです。

○政府委員(剣木事弘君) 地域給の問題につきましては、政府といたしましては一応人事院の勧告に基づきましてやつたのでございまして、できまじなればこの予算の通りに執行して頂きたいと思ひますけれども、国会で決議を頂きますればその点は事後において何らかの財政的処置をしなければならんと考えております。

○木下源吉君 実は参議院で決議して両院協議会になつておつて、そうして衆議院側では予算がないので、この今のところは何かしなければならん、やればできる、先ず一口に言へばそういうお答えなんですが、当初からあの菅野さんも修正になればできるだけ自分分らも検討する、御協力を申し上げると言つておられたのです。それでそれらの意向を尊重しまして財政上の点もあるだろうと思うので最小限度を修正したわけなんです。あなたのほうで財源の問題を考慮して頂きますればこの問題はもうたやすく解決するようになつておるんです。

○政府委員(剣木事弘君) 私のほうで財源の措置が可能であるというようにお取り頂いたと思ひますけれども、政府といたしましては、今回はこの予算に計上いたしました通りに一応この地

域給につきましては政府原案でお願いしたいという希望を持つておるわけでありました。ただ国会がこれを地域給を御決議なさいますと、これは政府としてはその義務を負うわけがございまして、例えはほかのほうの経費から削つて来てでも義務支出は出さなければならんということになりますので、ですから予算的措置が可能であるという意味ではございせんので、国会の決議があればそれは義務を負わなければならん、そういう意味に御解釈を願ひます。

○木下源吉君 そういふ点で政府内だけで検討せられましたか、決議された場合の……

○政府委員(剣木事弘君) まだ決議された場合にどういふ支出方法をするという検討はいたしておりません。

○木下源吉君 実は参議院では決議しておるんです。それで今の衆議院との両院協議会もやつておる。これはやはり私は検討せられることが当然だと、こういうふうな考えておるんですが、それで菅野さんも参議院の場合国会で決議をしたならばいさ／＼検討して御協力申上げると、こう言つておられたのです。ですから参議院では決議したんですからやはり検討願ひなければいかんと思ひますが、それはまだそういう点には参つておらないのですか。

○政府委員(剣木事弘君) 菅野副長官が国会で決議を出されればそれを尊重いたしますとお答えいたしましたのは、勿論国会が御決議を出されればそれを政府が尊重しなければならん義務がございまして申上げたのでございまして、原案を提出いたしました政府といたしましては、人事院の一応科学的に

検討いたしました勧告に基いてそのまゝを採用してこれを予算化したのでございまして、できる限りこの原案を以てお通し願ひたいという希望を持つておりますことは全く変わりはないと思ひます。菅野副長官がお答えいたしましたのも、その原案にもかかわらず国会が決議をした場合にどうするかという問題につきまして、これは当然政府として尊重しなければならんということをお答えしたと思ひます。

○木下源吉君 今の決議してしまつていふのですよ、参議院は、で、参議院だけの決議なら何も大したことはない、この程度は考えているならば、まあその程度の御答弁でもいいのですが、やはり参議院が決議したというところ、これは国民の総意だ、参議院の構成を御覧になつても、そうすれば、お忙しゅうけれども、それに基いて検討して見るくらいは親切があらう、いいのじやないかと、こう考えるのです。まだ検討しないというから、それでもよろしいですが……次に一つ今の千葉君の質問に対してお答えは、国鉄の場合は国鉄がやるんだから国鉄に任せておるんだというふうなお話だ、一口に言へば、結論はです。併しそういうわけには行かぬのではないかと私は思ふのですが、政府はやはり国鉄全体に対するそういう予算の面にもいろいろ／＼権限を持つていふのだな、大蔵大臣。それでこつちは大蔵金の出入れだけの仕事だということであれば別だけれども、全部の権限を持つていふのですよ、政府が。そうして見れば、今職員局長は困るところで言つていふのですが、その困ることに対

して全く反応が一つもないようなものだな。一体そういうことで解決がつかずか。政府はそれでいいのですか。御見解を承わりたいのですか。

○政府委員(剣木事弘君) 先ほど千葉先生にお答えいたしましたのが、国鉄の給与体系と一般職の官吏との給与の定め方におきまして多少相違がございまして、従つて国鉄の給与をきめます場合に、勿論一般職と全然無関係にはきめられんと思ひますけれども、一般職については予算編成のときに一月分を計上する、国鉄の場合には半月分を計上したのでございまして、その予算的な措置といたしましては決して不公平はないと一応政府としては考えておつた次第でございまして、従ひましてその給与と手当とを両方合せました意味においては年間におけるその差というものは決してそんなに不公平はないと考えているのでございまして、従つて国鉄におかれましては夏季手当なり年末手当をどうするかということは、国鉄におきめ頂ければいいことだと考えております。

○木下源吉君 今の給与体系の違うこともよくわかります。又手当と基本給との差額についての話もわかる。だがそういう話になれば問題は別なんです、一般のまあ同種の私鉄と言ひますか、そういうような給与と一体国鉄の給与とはどうなつていふか、これは職員局長に伺ひたい。

○説明員(安藤子君) 国鉄職員の給与と私鉄従業員の給与は、給与の体系が基本給とそれに対する割増給と申しますか、能率給と申しますか、そういうような分け方が多少違つておりますので、簡単に比較はいたしにくいので

ございまして、私鉄の中の大きな会社の大体の平均給与、能率給と基本給と両方合せました総額を、国鉄職員のもらつております総額に比較いたしますと、それほど大して只今のところでは違つておらない。まあ併し先般私鉄のほうは大分ベースを上げるような話になりましたから、私鉄のほうも上つて参りますとそこに開きが出て参ります。従前のままでございまして総額においてはさう大した開きはない。基本給だけ見ますと国鉄のほうが少ないと、こういう形になつております。

○木下源吉君 今おつしやる通り、それは上るようになっていふのじやない。もうきまつたところもあるわけなんです、そういうふうな事情であるのだから、給与体系は公務員とは違つていふと云つても、大していいわけじやないのです。だからして、やはり夏季手当などでも当然に国家公務員の場合、或いはほかの私企業のような場合、そういう場合のときにはやらなければ理窟だけでは通るものではないのです。片一方は皆もらつていふのに、片方はもらわぬやうなことになると、これは士氣にも關する。そこでどうしてもあなたのほうでは財源がないのだ、予算がないのだと言つたら、どうです、国に言つてもらつたら、政府の一般会計から。運賃は上げられない、そうして頭から抑えられて、公共企業体だからということで苦しんでばかりおつても仕儀がない。これは一般会計から繰入れるのには途はないでしよう。そういうような交渉を大臣同士でもやつておりますか、そんな様子はありませんか。

○説明員(安孫子豊君) 大臣同士のお話まで詳しいことを私存じませんが、運輸大臣、労働大臣なりいろ／＼お話ししてあります。

○木下源吉君 団体交渉権があるといつたつて、もう天井がぶつかつておればなんぼ団体交渉といつても、下のほうで喧嘩して上のはうではあぐらをかいて眺めているようなものです。私は知らん、そんなべらぼうな話はありません。交渉権があるといつたつて、そういうような無理なことをするから、団体交渉でも穏やかにできるものが結論において荒れて来るというところに私はなるうと思ふのです。政府の側だつて、常識で計算などしなくてもわかるのです。一万六千何円と一万八千円で高いよりだけども、そんなことはいいです。だから政府がてそのくらしいことは先にちやんと考へて、これはどうしても工合が悪いといつたら、洗用でも何でもして金をやつておいてうんと働けよというくらいのことをおやりにならんと、収まりがつかんと思ふのです。どうです官房副長官、政府のほうでここを一つ踏ん張つて、国鉄にもやはり国家公務員に出す率くらいは出してやるといふようなお考えはないのですか。今あなたの考えを聞いておるわけではないけれども、一つそういうような努力をせられる何はありませんか。

○政府委員(鈴木幸弘君) 政府といはしましても、一般職の公務員、公共企業体の公務員を問わず、現在の給手を出せるだけ改善して行きたいという希望につきましましては強く持つてゐるのをごさいますけれども、一面国家公務員といはしまして国家財政に縛られてい

る点がございしますので、その点はやはり国の財政全体との脱み合せで考へて行かなければなりませんので、その給手が悪いという意味合いにおいて直ちに財政的な措置を考へないでやるといふわけにも行きませんので、その点將來とも公務員の待遇改善には大いに努力して参るつもりであります。

○木下源吉君 今の話は逆なんです、財政的のいろ／＼なことをやらなければならんから片一方のほうはどうもやれないというふうになつてしまふのです。国民は、第一に安いので、うんと働かしてなんといふことは考へておりません。それは考へておらん。先に、そのほうを先にしてそれからほかのいろ／＼なものはその次にするくらい考へてなければ、どうしたつて給手なんといふものはやられせんよ。その考へはてんで私は逆だと思ふのだ。要るだけのものを使つて丁度私企業親方だつたら、自分が商売で儲けた金をみんな芸者買ひしたり博打打つたりして取られしやう。金がないからこれだけつきり払えない。一番やはり弱いですよ、使用人にそんなことで抑えつけて。さつきあなたと言つた人事院の合理的な何とかかんとかといふのは、そういうことではないように給手をするといふことが合理的という根拠になるのです。今の場合どこから見たつてこんな安い給手ありませんよ。今の一体ベースといふのはいつが基礎ですか。それ以来一体どのくらい生活費が上つておるか。こんなものは計算も何もする必要はない。家へ歸つて奥さんに聞いて見ればわかる。そういうのに、今僅かこのくらしいものをこたごた言つて、そうして嫁人同士喧嘩さ

して見たり、下の者に喧嘩さして見たり、そんなことをしてゐるから赤字がだん／＼殖えて来る、こういうことになると思ふのです。だからあなたも一つふん張つて、これはやはり何とか工夫して国鉄の分を出してやる、政府が出してやる。これは又職員局長もあんなだけではどこからも金は出て来ない。だから、やはり大臣のほうへどんな一つ話してもらわなければ、あんな出納係長だけじゃやないんだから、それを一つやつてもらつて解決してもらわんと、私はもう腹の底から本氣になつて言つてゐるんですよ。ただ聞いて通り一遍の答弁を伺つてなんといふやつでもらわなければいけません。何かくれといふ者を見れば泥坊みだいに思つておる。そういう考へ方では駄目ですよ。そんな鬱滞する金まで欲しいといふて誰も言つておるのではないのでしやう。今、そうではないのです。今日もあらば明日みんな使われ、店屋へ行つちやう、そういう金なんだ。それは国全体から見れば有効需要になるんです。そういうことは別として、とにかく国家公務員は一朝にきまるか五分にきまるか知りませんけれども、きまつたらやはりそれだけ国鉄はして上げにや。そのくらしいのがなかつたら、何ぼ諸君が一生懸命働いておられますと誰も認めませんぞ。あなたたち役目ではしやう、そのの。あなたたちは私は悪く言うわけでもなく、責めるわけでもないが、御自身でやり得ないことは一つそれ／＼の政府の責任のあるほうへ進言をするとか何とかして打開してもらわなければ、そうしてど

うも国会できめても俺のやつたやつは一番合理的なんだといふようなことでは、これはしましいには収まりがつかなくなりますよ、こんなことをやつておつたら。まるでそれじゃわきの目から見れば独善的なように見えて。それで、はな／＼もつと一つ、ここへ出ておいで願うのも、ただあげ足取りに我々は来ているわけでも何でもないので、この法案を一つ今きめるにして、できるだけ一つ政府の關係、いろいろなものバランスのとれるように、そうしないといふと余計な又摩擦が起きたり、仕事の能率にも關係したから、そこはやはり一つ政府も又當局も考へて頂かなければいけません。どうですか、一つふん張つて政府のほうへ、我々も若し必要があれば幾らでもお手伝いします。どうですか。官房副長官お忙しいのでしやうけれども、そのくらしいことおやり願えないかな。

○政府委員(鈴木幸弘君) 一般職につきましましては夏季手当を〇・五出すことにいたしました。これにつきましましては是非一つ御援助をお願いしたいと思ひます。国鉄の分につきましましては、勿論御指摘のような点もあるかと存じます、この点につきましましては將來とも政府とよくお話をいたしまして、できるだけ政府といたしましては努力いたすように進言を申し上げたいと思ひます。

○章義隆國君 安孫子局長にちよつと伺ひますが、大體政府の一般公務員は、御存じのうちに半月分のいわゆる夏季手当といふのが出るという法律が通りますと、そういうことになりま

す。だん／＼お話しによりますと、これは法律が提案されてから初めて知つた

といふことでございしますが、併し御答弁の中には、まだ年度に入つたばかりで、今後の運営状態によつては或いは政府と同様になし得ることもあり得るような御答弁の内容であつたと私は伺つたのであります。現在の予算では困難であると思ひけれども、併し今後の運営の状態によつてはなし得るというやうなふうにと受取れましたが、そうしますと、大體の御計画は政府は六月十五日現在を以てやる。従つて六月十五日後なるべく速かな機会に恐らくこれは通過しますと実施に移される問題だと思ひますが、一方一般公務員はかようにして半月分をもらふ、そのときに国鉄關係においては具體的にどういふふうな御計画になつておるか。予算は今のような状態だが、運営によつてはやれるといふ面はないではない、こ

ういふのでありますから、又年末等も考へられるけれども、年末等においては更に運営で今後考へられる点もあるかと存じますので、この夏季の問題については国鉄では或いは一般公務員と歩調を合せながら経理をやつて行こうという御意思か、或いは予算の二分の一をやりとする御計画か。實際の肚のところをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(安孫子豊君) 国家公務員について計上されております予算と同じような性格のものとしては半月分の特別手当といふのがあるだけでござい

ますので、私が先ほど年間を通じて増収その他財源が得られた場合に何とかしたいと申しましたのは、特別手当としては予算にきめられたものしか出せ

ない建前でございしますが、例えて申しますれば、石炭節約の報奨金というよ

うな制度も今出してありますし、そ

ういうような報奨金と申しますか、そういうような形で財源ができて来れば、何としまして公務員に負けない程度のも

のを支給できるようにしたい、こうい
う意味で申上げたわけでございます。
それで先ほど来木下先生からいろいろ

ろお言葉をお願いしておりますのでございますが、国鉄といたしましてはやはり今の目の前のことばかり考えてもおれませんが、将来の予算の流用承認というふうなことにつきましても政府の御当局のほうから強力に御支援頂くというお言葉が頂けませんかと、今の計上されて

おる予算全額を六月に支給するといふようなことは、やはり先のことも考えなければなりませんので、只今のところといったしましては国家公務員のほうが半月という場合には国鉄としてはやはり予算に計上されたものの半額程度

○草薺隆圓君　そうしますと、かよと

いたしましては何とかしてそういうふう
にいたしたい、そう考えておりま
す。

○草薙隆圓君　もう一つこの法案と直
接関係はございませんけれども、只今
木下委員からの御質問にお答えもござ

いしましたが、この機会にもう一点その点を承わつておきたいと思いますが、地域給の参議院における修正議決の結果によつて、およそ七億程度の増額を国鉄としては来たすだろ、そうするとその七億四程度では全然国鉄として、手当の問題はちよつと今伺いま

たが、地域給の問題は若しや実施する場合には困難な状態にある。かような御答弁のように拝承しました。が、ほかにこれに対する措置は講じ得ないのかどうか。この点をもう一遍……。

りますが、私が他の委員会、両院協議会等で承知いたしております一応の御答弁は、検討したけれど困難である、

かような意味に承知しておりますが、この点
相当内容が違っておりますが、この点
について伺います。

○政府委員(鈴木幸三君) 財政的に關係しておりまゝところでは検討いたした、準備にいたしていることはあると思います。正式に政府としてはその財源の件についてはつきりどうするということをきめましたことはございませう。

○木下源吾君　今の職員局長のお話の七億というのは政府の先に出した原案ですな、あれをも含めて七億というのですか。

○説明員(安藤子豊君)　お尋ねの通りであります。

○委員長(カニエ邦彦君)　ちよつと

正分だけで七億というのですか。

○説明員(安孫子豊君) 前回の二億千万円を含めてでございますが、参議院の修正案よりも、今までの国鉄の区域給と同じように一段落としにするという計算で総額が七億ということになります。

○木下源吉君 それは一つ出してく
ませんか。私どもはそんな計算には
らんとする。国鉄の或る部分も多い
ころもありますし、それから……。
ういとうところは我々でもわかつて
る。例えば北海道の場合、長万部とか
富良野というようなどころはわかつ

かつて国鉄、郵政等が引つかかるので
す。同じ公企業体でもほかのほうはあ
る。専売等は……。これは別こ

個人ではありませんから何ですけれども、常識で考えて国鉄のために公務員が受けられるものを受けられないというように、つまつて行けばそういうことになるのです。今でもそういう例があるが、そういうことは言つたことではないけれども、国鉄のためにということになればこれは相当影響が大きいと思う。一つ計算して出して見てくれませう。

が出て来ると思うのです。そういう多
少増減もやはりあるということで全体
を含めて七億と、こういうことになる

のですか。

○説明員(安孫子豊君) その点は実際

にやむ場合には、組合員が「組合」を代表して、
に多少いじらなければならない点も出て
る場合と思います。只今の七億を計算
した場合は、そういうような今おつ
しやつたような操作は加えておらない
のでございいます。

○委員長(カニエ邦彦君)　ちよつと速
記をとめて……。

〔速記中止〕
○委員長(カニエ邦彦君) 速記を始め
て下さい。
○千藤信君 次回には国鉄総裁と運輸
大臣の御出席をお願いしておきます。
○委員長(カニエ邦彦君) を二名に減ら

○参勤預(カニニ非預) 参勤預は、
ほうで伺つておきたいのは、今草葉君が
御質問になつてお答えになつた一設問
が〇・五に對して国鉄はこの場合にそ

の比重で行けば〇・二五という、おそ
えだということになるのですが、そ
ういふことではこの際取まらんのじやな
いか。どうしたつてそんなことではな
い。は取まるはずはないですよ。みす
す片一方ではもちつておれば、片一
は夏になつて夏季手当がその半分だ

際、各公務員の均衡の上から言つて公平でないということになりはしないか
というところが一つと、もう一つはいろいろな石炭手当、そういうものの奨励金等においてと言われまされども、やはりそうでなく、国会にやはり承認を求められ、政府にも了解を求められて、やはり〇・二五は、補正なり予算に正規に上げて、そうして〇・五を、今度国家公務員のときに、その年末手当という形に行かなければ、非常に経理の上から言つてもおかしいのではないか、こう思うのですが、この二点はどうなんですか。御事情は……。

○説明員(安藤子君) 初めは、まあとにかく予算に、半月あるのだから、それを出して、あとは半年もあることだから考えたかどうか、こういうお言葉だつたと思うのですが、この点は、やはりそのあとの年末のときにどうするかということについて、国鉄の当局としては、やはり政府から或る程度御理解のある御了解を頂かんと、今ほんと出してしまつて、あとは知らんということになつては困るわけでして、その点では先ほども申し上げましたように、関係の大臣にはいろいろお考え願うようにお話をいたしておる次第でございます。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは本日はこの程度で散会をいたします。

午後四時十三分散会

五月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(予

備審査のための付託は五月九日)
一、保安庁職員給与法案(予備審査のための付託は五月九日)
一、昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(予備審査のための付託は五月二十七日)

第五号正誤

一頁五段三十二行の次に左の請願を加えるべきの誤
○北海道公務員の石炭手当追加支給に関する請願(第六〇九号)

昭和二十七年七月三日印刷

昭和二十七年七月四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所